

令和5年度 千曲市協働事業提案制度 募集要項



【募集期間】 令和5年8月1日（火）～令和5年10月16日（月）

募集期間中、申請書提出までに必要な事務手続きの概要は以下のとおりです。

（1）事前相談

提案内容や書類の書き方等、制度に関する相談を随時「市民生活課市民協働係」で受け付けます。制度を利用する団体は、事前相談を受けるようにしてください。

（2）事前協議

提案団体は必要書類を提出し、事業の担当課と具体的な事業内容について協議します。**9月27日（水）までに協議を終えられるよう進めてください。**

（3）申請書提出

（2）の事前協議終了後、提案内容が協働事業として適当と認められた場合、**10月16日（月）までに申請書を提出してください。**

「協働事業提案制度」とは

「協働事業提案制度」は、市民と行政が互いに役割を分担しながら、地域の課題に対して効果的に対応・解決していこうとする仕組みです。「行政と協働して事業を進めたい」「こんな方法でやればもっと良くなるのに」「〇〇のためにこうしたい」というニーズや想いととも、行政だけでは考えつかない柔軟な発想で企画を提案してもらい、一緒になってその実現性を高めます。さらには、計画→実施→検証・評価→改善→といったサイクルの定着を図るとともに、協働の基本原則を守りながら取り組むことで、様々な公共的課題を解決していくものです。

千曲市 市民環境部 市民生活課

1. 提案者の要件

この協働提案制度に応募することができるのは、次に掲げるいずれの要件も満たす「団体」^(注)とします。

- (1) 5人以上で構成されていること。 ※個人は対象としません。
- (2) 団体の運営に関する規約等があり、適正な会計処理が行われていること。
- (3) 千曲市又は千曲市に隣接する市町村の区域内を、主な活動範囲としていること
- (4) 宗教又は政治に関する活動を目的とした団体ではないこと。
- (5) 選挙に関する活動を目的とした団体ではないこと。
- (6) 反社会的な活動を行う団体ではないこと。
- (7) その他公序良俗に反する団体ではないこと。

※法人格の有無や団体としての経験年数は問いません。

(注)「団体」とは次のとおりです。

- ①特定非営利活動法人（NPO 法人）
[特定非営利活動促進法で法人として認証された公益法人団体]
- ②市民活動団体・ボランティア団体
[法人格を持っていない任意団体などで営利を目的とせず、自発的に幅広く活動を進めている団体]
- ③地域コミュニティ組織
[複数の区・自治会内で構成され、広域的課題の解決に向けた取組を行う組織]
- ④その他の市民活動団体
[小・中・高等学校などの教育機関、社会福祉法人・財団法人・社団法人などの公益団体、企業や商店などの民間の事業者、商店会・商工会議所・商工会、その他市民で構成される団体]

2. 提案の種類

提案の種類は以下のとおりとなります。役割分担と責任の所在の明確化や、採用された場合の実効性を考慮し、「1 団体 1 提案」とします。

- 市民テーマ型（団体が自由なテーマを設定し、提案できる事業）

※ 行政テーマ型（行政の設定したテーマに基づき団体が提案する事業）の募集は現在ありません。募集する場合は改めて告知します。

3. 提案事業の要件

次の要件をすべて満たす事業が対象となります。

- (1) 提案した翌年度に実施可能かつ、市内で行われる事業（千曲市に隣接する市町村の区域を主な活動範囲としている団体にとっては、千曲市民とともに取り組む事業に限る。）
- (2) 公益的・社会貢献的な事業であって、団体と行政が協働して取り組むことで社会的課題若しくは地域課題の解決又は福祉の向上等が図られる事業
- (3) 団体と行政の役割分担が明確かつ妥当であって、協働して取り組むことで相乗効果が高まると期待できる事業
- (4) 専ら特定の企業、団体及び個人の利益を追求するための事業、又は宗教的活動若しくは政治的活動と認められる事業ではなく、より広い範囲で効果をもたらすことが期待できる事業
- (5) 予算（事業費）の積算等が適正である事業

※上記要件を満たさない他、次に該当する事業も応募することができません。

- ・選挙活動に関わるもの
- ・施設等の建設や整備等を目的とするもの
- ・法令や条例等に反するもの
- ・その他公序良俗に反するもの

4. 事業の実施期間

●令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日

※事業の実施状況や取組成果等について、公開で報告会を行うことがあります。

※協働事業の継続を希望する場合（最長3年）、提案当初に「事業継続希望書」（様式第6号）の提出が必要です。毎年実施団体からの中間報告により、取り組み内容等を検証し、次年度以降の事業実施の必要性を判断します。

※契約や協定については、毎年度締結します。

※同一内容の計画での事業継続は認められません。

5. 事業形態

協働事業の実施形態は、①委託、②共催、③後援、④実行委員会、⑤補助、⑥事業協力の中から、団体と市の協議に基づき、提案内容の実施に適したものを選択します。

6. 市が負担する経費・割合等

市が負担する経費、負担割合等は次表のとおりです。ただし、予算の範囲内において支払うものとします。

事業区分	負担額 (1件あたり)	負担割合	採択合計額 (予定)
市民テーマ型	下限 なし 上限 80万円	10分の8	80万円

※採択合計額は提案のあった事業の事業費や、応募状況等によって変動することがあります。

- ・事業継続を認められた場合の市の負担限度額、負担割合は原則、次表のとおりとします。

実施年度	1年目	2年目	3年目
負担限度額	80万円	70万円	60万円
負担割合	10分の8	10分の7	10分の6

<対象となる経費>

費目	例
報償費	講師謝礼など
旅費	講師に支払う旅費、団体の構成員が事業実施に必要とする交通費
消耗品費	文房具、材料費など
印刷製本費	パンフレットやチラシ等の印刷費、コピー代など
通信運搬費	郵便料、宅配便代など
保険料	イベント保険、ボランティア保険など
賃借料	会場使用料、リース料など

＜対象とならない経費＞

市民テーマ型事業における人件費（専門的な技能を有する者への謝礼を除く）
事業実施に直接かかわらないスタッフに対する給与、賃金
事業実施に直接かかわらない経費（飲食費、視察旅費、交際費等）
積立金、備品・記念品などの購入費（イベント参加者への賞品を含む）
団体の事務所等を維持管理するための経費（事務所の光熱水費等）
団体の経常的な活動に要する経費（NPO 法人への登記登録経費等）
不動産の取得、造成等に関する経費
領収書等により支払ったことを明確に確認できない経費
事業実施期間外で行う準備等のための経費
他の団体への負担金、補助金

7. 事前相談・事前協議

● 事前相談・協議期間 8月1日（火）～9月27日（水）

相談 募集開始前から提案書類等を提出するまでの間、提案内容や書類等の書き方等の相談について市民生活課市民協働係が担当します。また、提案しようとする事業に関係ある課等でも相談することもできますが、市民生活課市民協働係が窓口となります。（必要に応じ関係課等との調整も行います）

協議 （1）事前協議期間の提出書類
（①～⑤の各様式は、市ホームページからダウンロードできます。）

- ① 「千曲市協働事業提案企画書（提案シート）」（様式第1号）
- ② 「収支予算計画書」（様式第3号）
- ③ 「実施スケジュール表」（様式第4号）
- ④ 「提案団体概要書」（様式第5号）
- ⑤ 「千曲市協働事業継続希望書」（様式第6号）
- ⑥ 「団体規約」等
- ⑦ 「団体の活動状況を示す資料」等
- ⑧ 「団体の経営状況を示す資料」（予算書、前年度決算書等）
- ⑨ 「その他市長が必要と認める資料」

- (2) 提出方法 ① メール ② 郵送または持参（提出部数は2部）
※メールにて提出いただいた場合、確認のメールを返信します。返信が無い場合は、電話でお問い合わせください。

- (3) 提出先 「市民生活課市民協働係」
メールアドレス s-kyoudou@city.chikuma.lg.jp

※提案書類等の提出後、事業担当課を決定し、一定期間、提案団体と事業担当課において提案された内容の確認、役割分担、事業費、形態等必要事項を十分協議したうえで実現性を高めます。なお、協議にあたっては、協働の基本原則を順守しながら進めます。協議の結果、協働事業として適さないと判断された場合、そのままの内容での事業実施は見送ることとなります。

<補足>

- ・提案事業を見送る場合は、この時点で関係書類を返却します。また、協議にあたっては、提案内容や関係書類の修正等も行います。なお、協議にあたり必要に応じて市民生活課市民協働係も加わります。(事業担当課は、「意見書」(様式第7号)を作成します)
- ・事業（協働）形態としては、主に委託、共催、後援、事業協力、実行委員会、補助等を想定します。事業の目的や実施方法等によっては、どの形で協働するのが適切か提案内容によって選択します。

8. 審査・選考方法

○審査の流れ

(1) 書類審査

事業担当課は、「千曲市協働事業提案内容チェックシート」を活用し、関係書類に添付し、市民生活課市民協働係へ提出します。

(2) 最終審査・選考体制

公開プレゼンテーション及び審査会にて最終審査し、採択事業を選考します。

選考にあたり「千曲市協働事業提案制度審査選考委員会」（以下、「審査選考委員会」という。）を組織して対応します。なお、公開プレゼンテーションに参加するのは、審査選考委員会の委員、提案団体、事業担当課、市民等とします。「審査選考委員会」委員については、市民活動に精通した者と「千曲市協働のまちづくり推進本部」から本部長の指名した本部員の5名以内で構成します。公開プレゼンテーション及び審査・選考に関する庶務は市民生活課市民協働係が行います。

● 公開プレゼンテーション開催日程 11月13日（月）

- 選考結果は市長に報告し、市長は協働事業として実施する事業を決定します。
- 選考結果は提案団体へ通知します。

9. 審査選考項目及び審査視点

審査選考項目及び審査視点は下記のとおりです。

審査選考項目		審査視点（内容）
公共性	事業の公益性	市民の利益、または市民サービスの向上につながる事業（または計画）か。
	事業の必要性	現状を把握し、公共的な地域課題の解決や活性化のために必要とされる事業（または計画）か。
具体性	実施方法の具体性	事業内容、実施方法は具体的で実現可能な内容と言えるか。
	役割分担の妥当性	提案団体と行政の役割分担は明確で、相互の特性を活かし、妥当と言えるか。
協働性	協働の必要性	課題解決のために、提案団体と行政による協働の必要性が明確になっているか。
	協働の効果	提案団体または行政が単独で実施するより、質の高いサービスが提供でき、双方のメリットや効果の発展が期待できるか。
実現性	予算の適正	事業内容に対して適正な積算がされているか。また、課題解決のための適正な予算規模か。
	事業の実施能力	提案団体に、事業を実施するために必要な知識や技術、体制等があり、効率よく行政との連携を図ると認められるか。
発展性	継続性・発展性	提案された事業は、今後の成果の広がりや継続が期待でき、提案団体の自主的な活動による発展が認められるか。
	事業への熱意	提案事業に対する熱意が認められるか

10. 協定等の締結

事業決定後、実施にむけて、事業目的や内容、役割分担等について再度協議を行い、協働する市の担当課と協定を締結します。

協定の締結は次年度4月以降となりますが、その際に、事業内容や収支予算等の内容について、協議の上、修正となる場合があります。

11. 事業を実施するにあたっての留意事項

- (1) 事業実施途中で、実施状況を把握することから、「千曲市協働事業中間報告書」を作成し報告をしてください。※継続実施を希望する事業のみ。
- (2) 提案者より提出された書類等に虚偽の記載があった場合は、協定の締結後であっても協定の締結を解除する場合があります。
- (3) 事業が完了した後、「事業報告書」「収支決算報告書」の提出と併せて、「自己評価シート」を提出してください。
※評価シートは担当課と相談のうえ提出して下さい。

- (4) 制度全般に関する疑問点等は「18. Q&A 集」を参照して下さい。
- (5) 情報の公開
事業の概要について、市ホームページ等で公開します。
- (6) 個人情報の取り扱い
事業実施にあたっては、個人情報の取り扱いには十分ご注意下さい。また、協定書には個人情報保護を遵守する規定を設けてください。
- (7) 提案団体によるプレゼンテーション
公開で行います。ただし、プレゼンテーション後の審査選考会は非公開です。
- (8) 取り組みが終了した事業の成果報告会を公開で実施することがあります。
- (9) 提案制度による千曲市協働事業を実施するにあたり、ポスター、冊子等を作成する場合は、「令和5年度千曲市協働事業採択事業」等と明記して下さい。

12. その他

- (1) 応募にかかる費用は、応募団体の負担とします。
- (2) 提出いただいた書類等は返還いたしません。
- (3) 採択となり、協働で実施した事業につきましては、「千曲市協働事業事例集」に掲載します。
- (4) 必要と認められる場合は、事前に経費をお支払（概算払い）することもできます。
（事前に、市民生活課市民協働係又は事業担当課にご相談ください。）

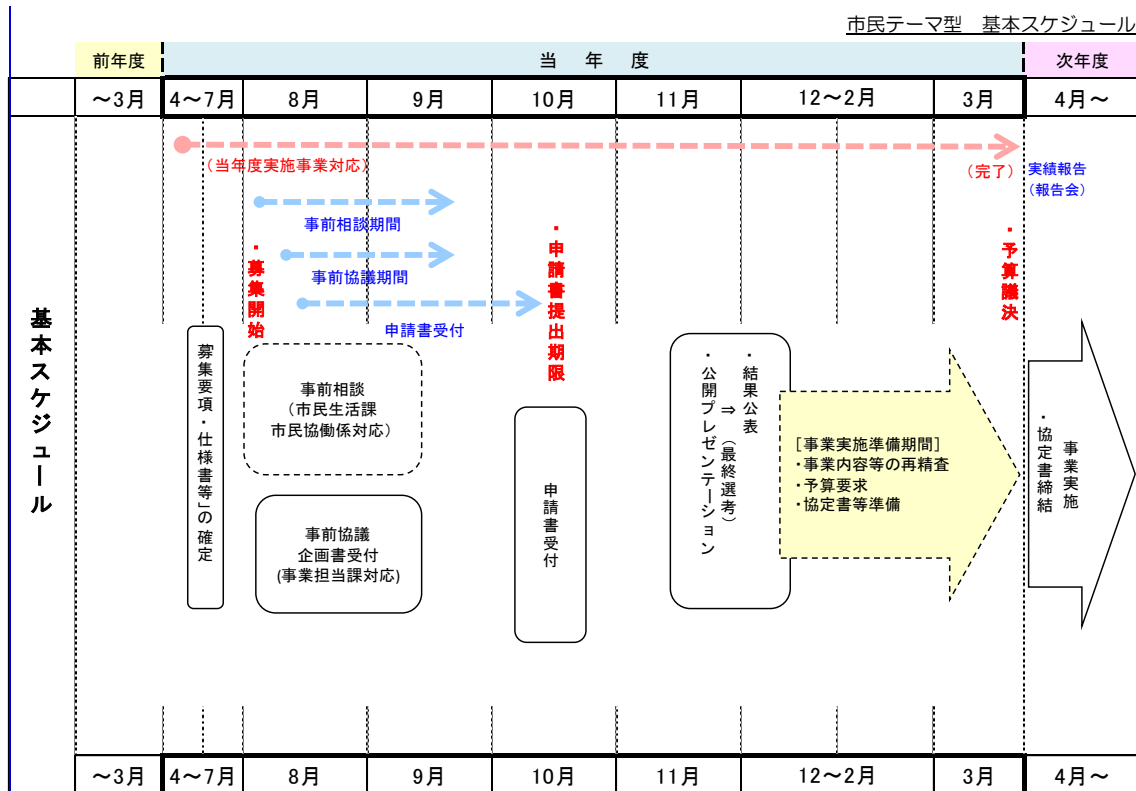
13. 応募方法

● 申請書提出期限 10月16日（月） ※17時必着

- (1) 提出書類 「千曲市協働事業提案申請書」（様式第2号）
- (2) 提出方法 電子メール、郵送、直接持参のいずれか
※郵送、持参の場合は「2部」提出すること。
※担当課との協議期間中に修正変更が生じた場合は、該当する資料についても併せて提出すること。
※メールにて提出いただいた場合、確認のメールを返信します。
返信が無い場合は、電話でお問い合わせください。
- (3) 提出先 「市民生活課市民協働係」

14. スケジュール（フロー）

下図のとおり、手続きの流れをフロー図で表していますので、参考にして下さい。
 なお、それぞれの時期は、予定であり、多少前後することがあります。



15.問い合わせ先

- 千曲市 市民環境部市民生活課市民協働係
- 〒387-8511
- 千曲市杭瀬下二丁目1番地 千曲市役所庁舎2階
- 電話 026-273-1111（内線 2251）
- FAX 026-273-1924
- メール s-kyoudou@city.chikuma.lg.jp
- 担当 蛭間 海野